

愛媛県公共事業評価委員会 傍聴要領

委員会を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従っていただくと共に、次の事項を守ってください。なお、これらに違反する場合は、退場していただく場合があります。

- (1) 委員会の開催中は、静粛に傍聴することとし、委員会における言論等に対して拍手その他の方法等により公然と可否を表現したり、威圧的行為等をしたたりしないこと。
- (2) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、委員長の許可を得た場合にはこの限りでない。
- (4) その他、会場の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。
- (5) 体調不良の方は傍聴を控えてください。